

南種子町農業委員会平成 26 年 4 月総会議事録

1. 開催日時 平成 26 年 4 月 16 日（水）午前 9 時 30 分から午前 10 時 00 分

2. 開催場所 研修センター1 階東側会議室

3. 出席委員

会長	8 番	戸石 助美			
会長職務代理者	10 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	小脇 登	2 番	中峯 哲義	
	3 番	中里 安男	4 番	寺田 誠	
	5 番	小山 重和	6 番	小脇 又男	
	7 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	11 番	古市 道則	12 番	西園 和良	

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 32 号農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明について

承認第 1 号 農地法第 3 条許可の別段の面積の基準（下限面積）の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 33 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 1 番、小

脇 登委員。2番、中峯 哲義委員を指名します。

議 長
事 務 局

日程第2、諸般の報告。局長が行います。

それでは諸般の報告を別紙にて報告いたします。3月26日、県農業会議3月定例常任議員会議が鹿児島市で開催され、局長が出席しております。内容につきましては、農地法4条・5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。同日、県農業会議第85回通常総会が13時から鹿児島市で開催され、会長・小山委員・局長が出席しております。内容につきましては、平成25年度収支予算変更・平成26年度事業計画収支予算について、研修につきましては「農業・農政をめぐる情勢と農業委員会の役割について」全国農業会議所 伊藤嘉朗氏の講演でありました。同日、町担い手育成総合支援協議会第2回幹事会、10時から研修センターで開催され、農地振興係長が出席しております。内容につきましては、農業経営改善計画認定申請書の審査ということで、2名の方であります。3月28日、町土地改良区通常総代会が9時30分から研修センターで開催され、会長が出席しております。同日、町第3回『人・農地プラン』検討会、15時30分から研修センターで開催され、農地振興係長が出席しております。内容につきましては、土地改良区総会議事（土地改良負担金未払い）、平成25年度人・農地プラン活動報告についてであります。3月30日、大久保集落農地組合総会が大久保公民館で開催され、農地相談員が出席しております。同日、小平山集落農地管理組合総会が17時から小平山公民館で開催され、農地振興係長・農地相談員が出席しております。ここの出席については、担当委員の方も出席しております。4月8日、現地調査、9時から町内で開催され、戸石会長、西園農地部長、小山、小脇又男、中峯、寺田委員・事務局が出席しております。内容につきましては、3条・非農地・現況確認・農地パトロールであります。ここに記載されませんが、4月8日から10日、全国農業会議・情報会議がありまして、東京都で開催されております。出席については古市道則委員が出席しております。内容につきましては、全国情報会議の会議と各表彰でありました。表彰につきましては、第20回農業委員会だより全国コンクール入賞式・農業委員表彰ということで、南種子町農業委員会だより、平成25年3月発行分になります。これが全国農業新聞賞ということで受賞をしております。それと全国農業新聞最優秀農業委員会賞ということで、南種子町が鹿児島県の中の代表ということで表彰を受けております。賞状につきましては、後程郵送で届くということです。以上、本日は鹿児島県の中の県の通常総会で表彰を受けました賞状を持参しておりますので、全員協議会終了後、皆さんのほうにお披露目したいと思います。以上で諸般の報告を終わります。

議 長 えー諸般の報告の中で何か質問があるかと思いますが、その質問等がある場合は全員協議会のその他のほうで取り上げたいと思います。

日程第3、議案協議 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第32号農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 議案第1号について説明いたします。資料のほうは2ページをお開きください。議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、平成26年4月30日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権4件と所有権移転2件を定めたいので、承認を求めるものです。資料のほうは四ページをお開きください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の一部変更について内容を説明】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しております。これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、1号議案について承認を求めるものであります。よろしくお願いいたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲受人・A、譲渡人・B 外3件を議題とします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局 はい。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転が4件です。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。13ページをお開きください。

【議案第2号、整理番号1番から4番。議案書をもとに朗読】

字図は19ページから添付しています。これらの件につきましては別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許

可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番。中峯委員。

2番委員 　　説明をいたします。Bさん、Aさんは親子です。Bさんの70歳を機に息子へ所有権を移転するものです。Bさん夫婦もまだまだ元気でAさんを助けて、耕作できるものと思います。よろしく申し上げます。

議長 　　整理番号2番、4番。小山委員。

5番委員 　　整理番号2番の件は名義整理によるものです。所有権移転の許可申請です。譲受人のCさんは昭和35年、
集落の共有地を分別贈与を受けて、現在農地として耕作しているところです。譲渡人のD外2名は共有地の代表名義人になっているところです。今回、贈与による所有権移転により経営拡大するとのことで、所有権移転許可申請を差し出したところです。以上でございます。よろしく申し上げます。

続いて整理番号4番、譲受人のEさんと譲渡人のFさんとは、Eさんの妻Gさんは親戚関係です。Gさんは父親Hさんから生前、今回の土地の贈与を受けており、名義人は変わっていると思い込んでいたそうです。しかし、地積の調査によって変わっていないことが判明して、まあFさんも名義が変わっていると思い込んでいたそうですが、鹿児島に住んでいるので元気なうちに変えてほしいということで今回に至っております。従って、Gさんの夫であるEさんが一昨年会社を退職して、農業を現在経営しているところです。所有権移転をご主人にするということですので、名義の申請ということですので。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長 　　整理番号3番。小脇又男委員。

6番委員 　　3番について説明いたします。I外5名でございますが、J氏の子供たちの5名、合計6名になっております。畑が2筆になっておりますけれど、現況は1枚になっております。場所はあの
から
に行ける道の途中にあります。丁度Kさんの家から300メートル位離れているところです。今、Kさんが借地で作っておりますけれども、今回売買をするということになります。売主につきましては、ここに1名おりますけれども、Kさんが買うことで農地も生きてくるんじゃないかなと思います。以上です。

議長 　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 　　質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 　　異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 5、議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・L を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局 はい。27 ページをお開きください。議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、資料を読み上げます。

【議案第 3 号、議案書をもとに朗読】

字図や資料等につきましては 28 ページから添付をしています。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 1 番、寺田委員。

4 番委員 今、先程説明しましたがけれども、事務局のほうからこちらの農地は、その周りは周辺の住宅で囲まれておりまして、平成元年以前より、25 年以上になるとは思いますけど、砂利を敷いて駐車場として地域住民のほうが無償駐車場として活用をしていたということで、現地を見に行っただけですけど、常に車が数台停まって駐車場として活用されて、現在に至っている状況であります。それに土地のほうも狭くて本人も高齢化をしておりますので、農地として活かすということは困難じゃないかなというふうに考えております。ご検討よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 3 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第 6、承認第 1 号 農地法第 3 条許可の別段の面積の基準（下限面積）の設定について、を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局 はい。31 ページをお願いします。承認第 1 号 農地法第 3 条許可の別段の面積の基準（下限面積）の設定について、趣旨を読み上げます。

平成 21 年 6 月 24 日付で、交付された改正農地法により下限面積の別段面積の設定権者が県知事から市町村農業委員会へと変更されました。農業委員会で、新たに別段面積を設定しなければ、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により下限面積が原則である 50 アールになります。本町において

は、平成 21 年 11 月 16 日に種子島 1 市 2 町の会長・事務局長会議で、島内統一した下限面積 50 アールを維持する。又、別段面積については、(農地の権利移動の不許可の例外) で対応。すなわち草花等のハウス栽培(高収益作物)で、その経営が集約的に行われることであると認める場合は、下限面積以下でも考慮することの意見で、平成 21 年度承認決定されている。以上のことから平成 26 年度は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の「下限面積」の判断基準に照らした結果、前年度と同様となったので、現行下限面積 50 アールとし、又別段面積については、(農地の権利移動の不許可の例外で対応。) することとしたいので、承認を求めます。参考につきましては、お目通しをお願いします。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、承認第 1 号については、原案のとおり承認し決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。承認第 1 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。